

介護老人保健施設孔子の里介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1 介護老人保健施設の概要

(1) 介護老人保健施設の名称等

- ・施設名 : 介護老人保健施設 孔子の里
- ・開設年月日 : 平成9年7月30日
- ・所在地 : 熊本県菊池市泗水町福本904番1
- ・電話番号 : 0968-38-5666
- ・FAX番号 : 0968-38-6644
- ・施設長名 : 古賀 毅
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設(4352680054号)

(2) 介護予防通所リハビリテーション事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2) 運営の方針

- ① 当施設では介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、「家庭的なものを保持し続ける」ことを基礎に、通過施設として「いつでも、何回でも、くり返し」利用者が利用できるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

(3) 施設の職員体制

| | 常 勤 | 非常勤 | 業 務 内 容 |
|-------|-------------|-----|------------------|
| 管理者 | 1 (入所兼務) | | 通所サービス運営管理 |
| 医師 | 1 (入所兼務) | 1 | 健康管理、保健指導及び施設内診療 |
| 看護職員 | 1 以上 | — | 看護・介護及び保健衛生業務 |
| 介護職員 | 4 以上 | 2 | 介護業務 |
| 理学療法士 | 1 以上 | — | 機能回復訓練業務 |
| 作業療法士 | 1 以上 (入所兼務) | — | 機能回復訓練業務 |
| 管理栄養士 | 1 (入所兼務) | — | 栄養及び食事の管理指導 |
| 支援相談員 | 1 | — | 相談援助業務 |
| 事務職員 | 3 (入所兼務) | — | 医療事務、庶務及び財務事務 |

(4) 利用定員

介護予防通所リハビリテーション利用定員 40名 (1日)
(通所リハビリテーション含む)

(5) 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から土曜日です。
12月31日から1月3日を除いた祝祭日は営業しております。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分です。
時間外のご利用につきましては、ご相談ください。

(6) 通常の事業実施地域

介護予防通所リハビリテーションの提供を行う通常の事業実施地域は次の通りです。
菊池市・合志市及び当施設より10Km範囲といたします。

2 主なサービスの内容

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき当施設をご利用いただくサービスです。医学的管理の下における看護や介護、機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持、回復と利用者のご家族を支援するために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されます。その際は、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画内容については同意をいただきます。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画の立案

介護予防通所リハビリテーション利用者に対しては、診療及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者やご家族の希望、利用者の心身状況、病状、及びそのおかれている環境を踏まえて、介護予防通所リハビリテーション計画を立案しサービス担当者会議を行います。計画作成にあたっては、その内容等を利用者又はご家族に説明し、同意を得、介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付します。

(2) 診療

利用者の病状及び心身の状況に応じて健康管理、保健指導及び必要な診療を適切に行います。

(3) 看護・介護

| | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| ・栄養アセスメント加算 | 50円（2割 100円 3割 150円） |
| ・口腔栄養スクリーニング加算 （6月1回限度、1回につき）（Ⅰ） | 20円（2割 40円 3割 60円） |
| （Ⅱ） | 5円（2割 10円 3割 15円） |
| ・科学的介護推進体制加算 | 40円（2割 80円 3割 120円） |
| ・サービス提供体制強化加算 | |
| （Ⅰ）要支援1 | 88円（2割 176円 3割 264円） |
| 要支援2 | 176円（2割 352円 3割 528円） |
| （Ⅱ）要支援1 | 72円（2割 144円 3割 216円） |
| 要支援2 | 144円（2割 288円 3割 432円） |
| （Ⅲ）要支援1 | 24円（2割 48円 3割 72円） |
| 要支援2 | 48円（2割 96円 3割 144円） |
| ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数の4.7%加算 |
| （Ⅱ） | 3.4%加算 |
| （Ⅲ） | 1.9%加算 |
| （Ⅳ） | （Ⅲ）で算定した金額の90%加算 |
| （Ⅴ） | （Ⅲ）で算定した金額の80%加算 |
| ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数の2.0%加算 |
| （Ⅱ） | 1.7%加算 |
| ・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数の1.0%加算 |

※R6年6月1日より

| | |
|-----------------|------------|
| ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数の8.6% |
| ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 所定単位数の8.3% |
| ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 所定単位数の6.6% |
| ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 所定単位数の5.3% |

（2）その他の料金

①食費

・昼食 655円 ・夕食 655円

②おむつ代

・尿とりパット 30円/枚

・布おむつ 40円/枚

・紙おむつ S 120円/枚 M 140円/枚 L 160円/枚

・リハビリパンツ S 140円/枚 M 160円/枚 L 180円/枚 LL 200円/枚

③訓練材料費（個人で行う習字、手芸、お花等の材料費） 実費

④行事費（買い物、外食等の屋外活動） 実費

(3) 支払方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書をご指定の宛先に発送いたします。その月の末日までに、現金、もしくは銀行振込にてお支払下さい。お支払いただきますと領収書を発行いたします。

また、口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書にご記入の上、施設にご提出ください。振替予定日は毎月20日となりますので、事前のご入金をお願いします。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

(1) 協力医療機関

① 名称：岸病院

住所：熊本県菊池市泗水町豊水3388-1

② 名称：菊池有働病院

住所：熊本県菊池市深川433

(2) 協力歯科医療機関

名称：中山歯科医院

住所：熊本県菊池市泗水町豊水3514

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、別紙「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 施設利用に当たっての留意事項

・通所サービスご利用中の病院受診

介護保険法により、サービスのご利用中においては、緊急やむを得ない場合を除いて、医療機関への受診はできませんので、ご了承ください。

・所持品・備品等の持ち込み

所持品には、必ず名前を書いていただくようお願いします。

・金銭・貴重品の管理

原則として金銭・貴重品はお預かりいたしません。但し、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

・飲酒・喫煙

サービス提供時間内の飲酒は禁止いたします。

健康増進法の一部改正により、施設敷地内は全面禁煙となっております。

・お薬について

利用時間内にお薬を飲む必要がある方は、その分のお薬をお持ちください。また、利用中に薬を病院へ取りに行くことはできません。

7 非常災害対策

(1) 防災設備

スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯・誘導標識・防火ドア・
自動火災報知器・非常通報装置・非常電源等の諸設備

(2) 防災訓練 年2回以上

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。